

【議題（2）関連】市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の
評価方法について

1 評価項目

市民自治活動の支援については条例第21条第1項各号の項目

- ①活動拠点の管理運営、②市民自治活動への助成、
③情報の受発信、④交流の場づくり、⑤人材の育成等

に応じて、協働の推進については提案者の種別（コミュニティ又は大学）ごとに評価をする。

2 評価をする上での指標（案）

当市が考える指標は次のとおりです。この中から、1の評価項目ごとに、適切と考えられる指標をご審議くださいますようお願いいたします。また、これら以外にも適切と考えられる指標がございましたら、ご提案をお願いいたします。

なお、「市民意識調査」については、平成23年度、平成26年度に実施し、以後は2年度ごとに実施する予定です。

(1) テーマ型コミュニティ（評価項目としては、1の①～⑤全てが対象）

- ・にぎわい交流館来館者数
- ・にぎわい交流館会議室利用者数、団体利用件数
- ・にぎわい交流館市民自治活動登録団体数
- ・社会福祉協議会ボランティア登録数
- ・市内に拠点を有するNPO法人等の団体数
- ・市の執行機関とコミュニティとの協働事業の実施件数
 - ・提案型事業による委託事業件数
 - ・市民自治活動推進補助金等の交付件数
- ・市の執行機関における委託事業全件に対するNPO受託事業の割合
- ・市の執行機関と大学との協働事業の実施件数
- ・にぎわい交流館メールマガジン発行回数及び登録者数
- ・にぎわいNEWS発行回数
- ・にぎわい交流館ホームページアクセス回数
- ・にぎわい交流館Facebook情報発信回数
- ・にぎわい交流館団体交流会等実施回数及び参加者数
- ・NPO職員研修開催回数及び出席者数
- ・NPO対象講座開催回数、出席者数及び出席団体数
- ・市民活動祭等の啓発事業への出展団体数及び来場者数
- ・市民活動祭来場者アンケートにおける「市民活動をやっている」又は「やってみたい」の回答割合

《以下、市民意識調査で得られる指標の候補》

- ・ 市政への市民参加に関する満足度・重要度
 - ・ 女性の自立と社会参加に関する満足度・重要度
 - ・ 市民の文化活動に対する支援に関する満足度・重要度
 - ・ NPOなどの市民活動への支援に関する満足度・重要度
 - ・ 広報等による市政情報の提供に関する満足度・重要度
 - ・ ボランティア、NPO活動への参加率及びスタッフとしての参加率
 - ・ 芸術文化活動への参加経験のある市民の割合
 - ・ 市民の意見が市政に反映されていると感じる市民の割合
 - ・ 「市民参加のまちづくりのために必要なことは何か」の問いに対する各選択肢の回答割合
- 選択肢：ア 参加の場や機会の提供の拡大
 イ 市への提案の機会の充実
 ウ 積極的な市政情報の発信
 エ 情報公開の拡充

(2) 地縁型コミュニティ（評価項目としては、1の②、③、⑤が対象）

- ・ 自治体加入率
- ・ 区振興事業の実施数、延べ参加者数
- ・ 子ども会、老人会の加入率
- ・ 防犯・防災活動団体の組織率（エリア毎）
- ・ 地域活動団体数
- ・ 公民館、区民会館等利用率
- ・ 区から市の執行機関への要望に対する実施率（不可能分を除外の上で）
- ・ 空き家、荒地（宅地）の数
- ・ 市内店舗数
- ・ 防犯灯、防犯カメラ設置数

《以下、市民意識調査で得られる指標の候補》

- ・ 男性の家庭生活や地域活動への参加に関する満足度・重要度
- ・ コミュニティなど地域の活動に関する満足度・重要度
- ・ 地域福祉活動への参加経験のある市民の割合
- ・ 地域における助け合いをお願いする人がいる市民の割合
- ・ 地域ぐるみの防犯活動が活発だと思える市民の割合
- ・ 家庭教育委員会活動への参加経験のある市民の割合
- ・ 地域自治活動への参加率及び役員としての参加率
- ・ 地域自治活動が活発であると感じる市民の割合